

新型コロナウイルスの影響に伴う 無料低額診療事業のご案内

当院では、社会福祉法第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業として、「無料低額診療事業」を実施しています。今般の新型コロナウイルス（COVID-19）の影響に伴う休職・離職等を理由に、医療費の支払いが困難または困難になる恐れがある方やそのご家族等への経済的支援を積極的に行います。

対象者

新型コロナウイルス感染拡大による失業、事業の廃止・休業・縮小などで医療費の支払いが困難な方

対象となる医療費

当院での診療費のみ適用されます。当院薬局での薬剤費や入院時の食事療養費も対象となります。

提出書類

- ・収入減少が確認できるもの（離職票、給与明細など）
 - ・失業、事業の廃止・休業・縮小などが証明できるもの
- ※所定の手続きを経て、原則申請日から適用になります。
相談は無料ですので、まずは、お気軽にご相談ください。

相談窓口

公益財団法人丹後中央病院 地域連携相談部
〒627-8555 京都府京丹後市峰山町杉谷 158-1
☎ 0772 - 62 - 7730（直通）
FAX 0772-62-5897
E-mail renkei@tangohp.com
受付時間：平日 8：30～17：00
第2・4土曜日 8：30～12：00